

第104回安来市議会定例会 3月定例会議 提出議案等概要説明書

今議会に提出する議案 36件
(議決案件36件)

■ 3月2日提出議案

【議決案件】 条例案件 11件

議第33号 安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

令和6年度に開催した安来市特別職報酬等審議会の答申に基づき、期末手当の支給月数を令和8年6月支給分から市議会議員と同じにする改正を行うもの。

議第34号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

保険料水準の統一を見据え、令和7年度から市町村標準保険料率へと段階的に近づけるため、この度2回目の改正となる。
また、令和8年4月から「子ども・子育て支援納付金」分の保険税が徴収開始となることから改正を行うもの。

議第35号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

条例の根拠法令等の改正により、所要の改正を行うもの。(建築住宅課分)
一般介護予防事業利用手数料の見直しを行うもの。(介護保険課分)

議第36号 安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

本事業の電気通信事業者(携帯電話事業者)への分担金等の徴収基準を、従来の対象世帯数に基づく算定方法から、事業に参画する電気通信事業者数に基づく算定方法へ一部変更するための改正を行うもの。

議第 3 7 号 安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

条例の根拠法令等の改正により、所要の改正を行うもの。

議第 3 8 号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第 3 9 号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

条例が参酌している国基準の改正により、所要の改正を行うもの。

議第 4 0 号 安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について

養護老人ホームの移転を令和 8 年 6 月 1 日に予定しており、施設所在地・名称を変更するため改正を行うもの。

議第 4 1 号 安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

条例の根拠法令等の改正により、所要の改正を行うもの。

議第 4 2 号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

条例の根拠法令等の改正により、所要の改正を行うもの。

議第 4 3 号 安来市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

条例の根拠法令等の改正により、消費熱量の小さい簡易サウナ設備の基準を定めるため改正を行うもの。

【議決案件】 計画 1 件

議第 4 4 号 安来市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

現行の安来市過疎地域持続的発展計画が令和 8 年 3 月末で期限を迎えるため、新たに過疎地域持続的発展市町村計画を策定するもの。

【議決案件】市道路線 2件

議第45号 市道路線の認定について

安来スマートインターチェンジ（仮称）整備事業及び県道改良に伴い、今村6号線・佐久保団地3号線の認定を行うもの。

議第46号 市道路線の変更について

安来スマートインターチェンジ（仮称）整備事業に伴い、今村4号線・安来道路接続北線の変更を行うもの。

【議決案件】予算案件 22件

議第47号 令和7年度安来市一般会計補正予算（第8号）

補正額	350,000千円
補正後予算額	31,161,586千円
繰越明許費	11件の追加/2件の変更
債務負担行為の補正	1件の変更
地方債の補正	157,600千円の増額

【歳入】

・市税	△16,930千円
・地方譲与税	△7,000千円
・利子割交付金	4,900千円
・配当割交付金	7,300千円
・株式等譲渡所得割交付金	6,000千円
・法人事業税交付金	△7,000千円
・地方消費税交付金	27,000千円
・環境性能割交付金	△4,600千円
・地方特例交付金	△5,008千円
・地方交付税	239,651千円
・分担金及び負担金	△3,178千円
・使用料及び手数料	△2,935千円
・国庫支出金	△58,804千円
・県支出金	△116,964千円
・財産収入	203,731千円
・寄附金	86,306千円
・繰入金	△186,600千円
・繰越金	77,174千円
・諸収入	△50,643千円
・市債	157,600千円

【主な歳出】

・ 公的病院等支援事業	20,000 千円
・ 企業会計負担金(病院事業)	93,232 千円
・ 就農者定住促進賃貸住宅整備事業	39,600 千円
・ 県営農業農村整備事業	75,271 千円
・ 温泉施設管理補てん金	500 千円
・ 消防指令システム更新事業	225,951 千円
・ 基金積立金	501,322 千円

議第 4 8 号 令和 7 年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

補正額	△28,892 千円
補正後予算額	3,842,137 千円

議第 4 9 号 令和 7 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

補正額	13,836 千円
補正後予算額	1,406,114 千円

議第 5 0 号 令和 7 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

補正額	△28,739 千円
補正後予算額	5,479,400 千円

議第 5 1 号 令和 7 年度安来市電気事業特別会計補正予算 (第 2 号)

補正額	8,295 千円
補正後予算額	447,709 千円

議第 5 2 号 令和 7 年度母里財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

補正額	1,500 千円
補正後予算額	2,120 千円

議第 5 3 号 令和 7 年度井尻財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

補正額	22 千円
補正後予算額	272 千円

議第 5 4 号 令和 7 年度赤屋財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

補正額	6 千円
補正後予算額	186 千円

議第 5 5 号 令和 7 年度安来市水道事業会計補正予算（第 5 号）

水道事業収益	補正額	154,692 千円
	補正後予算額	1,177,792 千円
水道事業費用	補正額	△61,818 千円
	補正後予算額	1,050,040 千円
資本的収入	補正額	48,351 千円
	補正後予算額	713,614 千円
資本的支出	補正額	28,944 千円
	補正後予算額	1,208,972 千円

議第 5 6 号 令和 7 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

下水道事業収益	補正額	89,152 千円
	補正後予算額	1,819,730 千円
下水道事業費用	補正額	△21,829 千円
	補正後予算額	1,687,797 千円
資本的収入	補正額	△98,377 千円
	補正後予算額	1,708,627 千円
資本的支出	補正額	△99,568 千円
	補正後予算額	2,272,984 千円

議第 5 7 号 令和 7 年度安来市病院事業会計補正予算（第 3 号）

病院事業収益	補正額	108,060 千円
	補正後予算額	2,843,184 千円
病院事業費用	補正額	73,029 千円
	補正後予算額	2,878,811 千円
資本的収入	補正額	20 千円
	補正後予算額	113,920 千円
資本的支出	補正額	△13,277 千円
	補正後予算額	391,259 千円

議第 5 8 号 令和 8 年度安来市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 28,520,000 千円（前年度当初予算額 28,870,000 千円）と定めるもの。また、債務負担行為、地方債の限度額等及び一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 5 9 号 令和 8 年度安来市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,764,000 千円（前年度当初予算額 3,803,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 0 号 令和 8 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,452,000 千円（前年度当初予算額 1,344,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 1 号 令和 8 年度安来市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,150,000 千円（前年度当初予算額 5,330,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 2 号 令和 8 年度安来市電気事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 92,000 千円（前年度当初予算額 439,400 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 3 号 令和 8 年度母里財産区特別会計予算

議第 6 4 号 令和 8 年度井尻財産区特別会計予算

議第 6 5 号 令和 8 年度赤屋財産区特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ母里財産区については 615 千円（前年度当初予算額 620 千円）に、井尻財産区については 250 千円（前年度当初予算額 250 千円）に、赤屋財産区については 190 千円（前年度当初予算額 180 千円）と定めるもの。

議第 6 6 号 令和 8 年度安来市水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,004,608 千円、収益的支出予算額を 1,124,971 千円に、また資本的収入予定額を 672,291 千円、資本的支出予定額を 1,118,682 千円と定めるもの。

議第 6 7 号 令和 8 年度安来市下水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,861,622 千円、収益的支出予算額を 1,767,653 千円に、また資本的収入予定額を 1,545,882 千円、資本的支出予定額を 2,165,925 千円と定めるもの。

議第 6 8 号 令和 8 年度安来市病院事業会計予算

収益的収入予算総額を 2,826,018 千円、収益的支出予算総額を 2,908,210 千円に、また資本的収入予算総額を 124,000 千円、資本的支出予算総額を 370,494 千円と定めるもの。

■全員協議会の開催について

- ・安来市立病院の地方独立行政法人化について
安来市立病院の経営形態の変更について、方針を説明するもの。